

川内市使用済核燃料税について

鹿児島県川内市

項 目		説 明
背 景	1 はじめに	<p>地方分権が時代の大きな流れとなっている中、これを支える財政的基盤となる地方税財源の充実・確保に向け、地方自らが議論を重ね、その充実・確保を探っていくことが重要であるとの認識の下、平成10年8月に策定した「川内市財政健全化計画」において、法定外普通税の創設・導入について検討を行うこととし、具体的検討が始まったところである。</p>
	2 新税の目的	<p>当市では、現在2基の原子力発電所が稼働しているが、動燃、JCO等のトラブルにより、原子力発電を取り巻く昨今の諸情勢は大変厳しく、立地自治体として苦慮している。</p> <p>現在、核燃料サイクルの現状から、使用済核燃料を当分の間サイト内貯蔵をせざるを得ない状況にある。また、原子力発電所の財政需要については、安全対策、民生安定対策及び生業安定対策に加え、環境対策や地域イメージ向上などの新たな視点にたったものも必要となっており、これら財政需要への対応については、国からの助成制度だけでは十分とはいえない。</p> <p>これらを踏まえ、当市は、原子力発電所との共生を基本に原子力発電を取り巻く近年の環境変化に伴う新たな財政需要に対応するため、法定外普通税として、川内市使用済核燃料税を新設するに至ったものである。</p>
経 緯	市長表明	平成11年12月9日 市議会一般質問に対し、「使用済み核燃料への課税を検討したい」との答弁。
	庁内研究体制	<p>平成12年3月10日 庁内ワーキンググループ設置 (職員4名=兼務)</p> <p>平成13年5月1日 庁内プロジェクトチーム設置 (職員8名=1名専従、他は兼務)</p>
	庁外研究体制	<p>平成13年8月10日 川内市新税創設研究会設置 (県内の3大学から地方財政学等の先生5名、公認会計士及び税理士各1名の7名で構成し、計8回の検討を行った。そのほか同研究会のとりまとめや情報提供、助言を行う研究員1名の設置などを合わせて民間に委託した。)</p>
	事業者との協議	<p>まず、新税創設研究会において電気事業者説明、発電所施設見学を実施するとともに併せて学習会・意見交換会を計3回実施した。</p> <p>その後、新税同意に至るまで計17回の協議を行った。</p>
	条例成立(議会可決)	平成15年7月7日
	総務省へ協議書提出	平成15年7月11日
	総務省からの同意	平成15年9月18日

概要	税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
	納税義務者	原子炉設置者
	課税客体	使用済核燃料の貯蔵
	課税標準	貯蔵されている使用済核燃料（使用済燃料集合体）の数量 （1原子炉につき157体を超える分）
	税率	1体当たり23万円
	徴収方法	申告納付
	施行（予定）日	未定（11月予定）
	税収見込	（平年度）252百万円 平成16年度から平成20年度までの5年間で12億6千万円
	税の用途	原子力発電所に係る安全対策、民生安定対策、生業安定対策、環境対策、地域イメージ向上等の財政需要に充てる
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後取り組まれる自治体へのアドバイス ・ 事業者との協議に当たっての問題点、留意事項など ・ 総務省の同意を得ての感想 <p>まず、最終的に全原協新税検討ワーキングでの全原協一体となつての研究成果がこの新税創設に大きな後押しになり、今日の同意に至つたと認識している。当該研究のとりまとめに御苦労いただいた事務局をはじめ、参加市町村（4市9町3村）の皆様感謝申し上げたい。</p> <p>当市においては、個々の税でなく制度としての税との位置付けで、当協議会では意見を申し上げてきたところである。</p> <p>（国等への対応）</p> <p>国にあっては、福島県の核燃料税アップ等に関連し、法定外税に係る地方税法の制度が、自民党PTでの見直し論があるなど厳しい状況にある。</p> <p>このため、今後も立地市町村が、法定外税の制度が我々に不利な改正が行われることのないよう一致して対応する必要 がある。国等への対応は、特にこの点に留意する必要がある。</p> <p>（マスコミへの対応）</p> <p>当市においては、記者に新税創設研究会の傍聴を認めるなどオープンでの議論を進めたことから、マスコミの多大な応援をいただいたところである（マスコミを味方に）。</p> <p>（電気事業者への対応）</p> <p>電気事業者との協議に当たっては、過重負担等の調整がまず必要と考える。また、お互いが歩み寄ることも大切である。</p> <p>（その他）</p> <p>当市においては、新税創設研究会設置に当たり、まず、地元の実情に詳しい、県内の大学や公認会計士等をお願いしたところである。机上の論議に終わらないためにもこのことは大切なことである。なお、情報収集や新税創設研究会の実施に当たっては民間委託業者を活用した。</p>	